

# 個性的で魅力ある街づくりに向けて

都市計画課  
224・5945

## ■説明会の開催

同条例に関する説明会を開催します。当日直接会場へお越しください。開始時間は各日とも午後6時30分からです。  
\*13日(日)の南公民館、19日(土)の東部地域ふれあいセンターは、午前10時からとなります。

川越市地区街づくり推進条例が4月から施行されます。同条例では、市民の皆さんが主体となつて街づくりを実現するための仕組みや、市の支援などを定めています。身近な問題について話し合い、個性的で魅力ある街づくりに取り組んでみませんか。

## 地区街づくりとは

地区の特性を生かした街づくりの活動のことです。「緑の多い街にしたい」「賑わいのある街にしたい」「安全で災害に強い街にしたい」など身近にある街のテーマについて、自ら発案し、その実現に向けて取り組みます。

## 条例制定の背景

近年、地域社会が成熟するとともに街づくりへのニーズが多様化し、住民が自発的に問題解決を図ろうとする意識が高まっています。そのような中、市民の皆さんが事業者や行政と将来都市像を共有しながら主体的に街づくりを行

- 市が行う情報提供や専門家の派遣などの支援について規定。
- 地域住民で組織する「地区街づくり協議会」の登録や協議会が策定する「地区街づくり計画」の認定など、街づくりの仕組みを規定。
- 市民・事業者・市それぞれの地区街づくりへの役割(責務)を規定。

う仕組みをつくり、市がその取り組みへ支援を行う「川越市地区街づくり推進条例」を定めました。

| 日程     |                 | 会場 |
|--------|-----------------|----|
| 10日(木) | メルト             |    |
| 13日(日) | 南公民館(*)         |    |
| 15日(火) | 大東公民館           |    |
| 16日(水) | 北公民館            |    |
| 17日(木) | 北部地域ふれあいセンター    |    |
| 19日(土) | 東部地域ふれあいセンター(*) |    |
| 21日(月) | 高階市民センター        |    |
| 23日(水) | 霞ヶ関公民館          |    |

## 街づくりのきっかけを探してみよう



## 発案期

日頃感じていることなど、まずは身近なことから考えてみましょう。

## 仲間を集め地区街づくり協議会を作ろう



## 育成期

活動の輪を広げ、組織として街づくりに取り組む準備をしましょう。

登録後、協議会の運営等について専門家の派遣等の支援が受けられます。

## 協議会の登録

## 地区街づくり計画(ルール)を作ろう



## 検討期

街づくりに関係する皆さんの意見を聞きながら、計画をまとめましょう。

認定後、計画(ルール)に沿った街づくりを推進するために協議が必要な場合、専門家の派遣等の支援が受けられます。

## 計画の認定

## 計画の実現に向けた取り組みを始めよう

## 実践期

## 地区街づくりの実現

## 年金天引きによる仮徴収

国民健康保険税Ⅱ国民健康保険課

■224-5833

介護保険料Ⅱ介護保険課

■224-5817

後期高齢者医療保険料Ⅱ医療助成課

■224-5842

個人住民税Ⅱ市民税課

■224-5640

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が平成25年度に年金天引きとなっていた方は、平成26年4月から年金天引きによる仮徴収を行います。

仮徴収する額は平成26年2月の年金天引きと同額です。各税(料)金は、昨年中の収入状況を基に6月から7月までに決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降の年金天引きで調整します。

## ひとり親の方の就業支援

子ども安全課 ■224-5821

事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

### 高等技能訓練促進費

看護師(准看護師を除く)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得しようとしている

経済的に困難な方に支給します。今後該当することが見込まれる方は、ご相談ください。

対象：次の全てに該当する方①市内在住のひとり親家庭の父母、②現在修業と就労または子育ての両立が困難、③児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、④課程が2年以上の資格取得養成機関に入り、対象資格の取得が見込まれる、⑤過去に同促進費を受給したことがない

支給額：市民税非課税世帯Ⅱ月額10万円 ▼同課税世帯Ⅱ月額7万5000円

支給期間：修業する全期間(上限2年間)

### 自立支援教育訓練給付金

経済的自立を目指して、教育訓練給付の対象講座を受講した場合、支

払った受講料の一部を支給します。

対象：次の全てに該当する方①市内在住のひとり親家庭の父母、②児童扶養手当の支給を受けているまたは同様の所得水準にある、③雇用保険法上の教育訓練給付金の受給資格がない

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の2割(上限10万円、4000円以下は支給なし)

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

子ども政策課 ■224-6278

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に重度の障害のある子どもを育てている方に支給しています。特別

児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている方に支給しています。

物価の変動に応じて、4月から次のとおり変更になります。

| 子の人数 | 月額 (全部支給)              | 月額 (一部支給)      |
|------|------------------------|----------------|
|      | 1人                     | 41,020円        |
| 2人   | 46,020円                | 子1人の支給額+5,000円 |
| 3人以上 | 1人につき、子2人の支給額に3,000円加算 |                |

●特別児童扶養手当(月額)

|        |         |
|--------|---------|
| 1級(重度) | 49,900円 |
| 2級(中度) | 33,230円 |

## 川越市収入証紙の払い戻し

会計室 ■224-6051

現在、一部の使用料および手数料の納付の際に必要な川越市収入証紙を3月31日(月)で廃止します。消印や汚損等があるものを除き、未使用の収入証紙は額面金額相当金額を払い戻し(還付)します。申請手続き後、還付金を指定口座に振り込みます。申請方法等について詳しくは市ホームページをご確認ください。

還付申請期間：平成26年4月1日～同31年3月31日

受付場所：会計室(本庁舎1階)

持ち物：未使用の川越市収入証紙、申請者の印鑑、申請者名義の振込先口座番号が分かるもの

## 古谷本郷レンゲ祭り

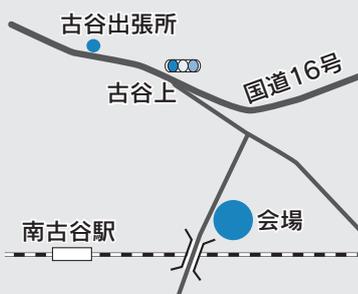
農政課 ■224-5939

春の一日、田に植えられた小さなピンク色のレンゲソウの花摘みを楽しんでみませんか。

甘酒・豚汁無料配布、米・野菜販売、紙飛行機大会、ヨーヨー釣りなど。先着100人に草花の苗を無料配布。当日直接会場。

日時…4月20日(日)、午前10時～午後3時

会場…古谷本郷(JR川越線跨線橋付近。駐車場はありません)



## 資源循環推進課からのお知らせ

路上喫煙の防止について  
☎239-6267

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の用に供されている場所)では、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

「路上喫煙禁止地区」内で路上喫煙をした場合は、過料2000円の罰則規定が適用されます。

歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車いすを使用する人にとって、たばこを持つ手は顔と同じ高さになるため、重大な事故につながりかねません。また、吸い殻の投げ捨ては、まちの美観を

損ねるだけでなく、火災の危険もあります。さらに、副流煙は周囲の人たちの健康に影響を与えます。

市では、「路上喫煙禁止地区」内のパトロールやポスター、ちらしなどによる指導・啓発を行っています。路上喫煙はやめましょう。

### 小型家電・布類同時拠点回収の終了について

月に1回実施していた小型家電・布類同時拠点回収は終了しました。4月以降の小型家電の排出方法は、「回収BOXへの排出(施設開庁時のみ)」「不燃ごみの日に集積所に排出」「つばさ館への持ち込み(祝日・年末年始除く)」となります。詳しくは3月10日発行の広報川越と同時期に配布した「平成26年度家庭ごみの分け方・出し方」を確認するか、同課にお尋ねください。

## 産業振興課からのお知らせ

☎224-5934

申し込みは、産業振興課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を記入し同課。申請書類は、ホームページからダウンロードすることもできます。

いずれも4月1日(火)から受け付けを開始し、補助金額が予算枠を超えた時点で締め切ります。

### 空き店舗を活用して行う事業に対して補助金を交付します

市内の空き店舗の活用を促進し、商店街の振興および活性化を図るため、「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」に登録されている空き店舗を活用して行う事業に対し、補助金を交付します。

#### 対象(次のいずれか)

- ① 商店街(商店街振興組合、事業協同組合、任意団体)
- ② 新規出店者(個人または法人)で出店区域の商店街の推薦を受けている

#### 対象事業

① 商店街が実施する共同事業、② 新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業、③ そのほか商店街または新規出店者が行う事業で、商店街の振興および地域の活性化に寄与すると市長が認

#### める事業

**補助額**：限度額1件100万円。改修等は、補助率3分の1以内、40万円まで。賃借料(敷金・礼金を除く)は、補助率2分の1以内、月額5万円まで

#### 住宅改修資金の一部を補助します

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事を行った場合、費用の一部を補助します。工事着工の2週間前までに申請してください。補助金交付決定前に着工した場合、補助は受けられませんので、必ず着工前に申請してください。

#### 対象工事

市内施工業者が行う、20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事(ただし他の補助対象工事でないこと)

#### 対象(次のすべてに該当する方)

- ① 申込日現在、川越市に住民登録がある
- ② 個人住宅の所有者で、補助対象の住宅に居住している
- ③ 申込日現在、固定資産税・都市計画税の滞納がない
- ④ 工事が来年2月28日(土)までに完了
- ⑤ 過去に同制度を利用していない

#### 補助額

改修工事に要した費用のうち100分の5に相当する額で、8万円を限度(1000円未満切り捨て)



# 国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課 ☎224-5764

市政にゆうす

小江戸いんぷお

情報アラカルト

市民相談案内

施設情報

子育て情報館

保健・健康

コラム

ひとまち



国民年金は20歳から60歳までの方が加入する公的年金制度です。加入する年金の種類は、第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。

退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要になります。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

| こんな時        | 手続き     | 届け出先                                   | 手続きに必要な物                      |
|-------------|---------|--|-------------------------------|
| 20歳になった     | 加入      | 市民課(本庁舎1階)・出張所・連絡所、<br>第3号被保険者は配偶者の勤務先 | 印鑑                            |
| 会社などを退職した   | 加入      | 市民課・出張所・連絡所                            | 年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・印鑑 |
| 配偶者の扶養から外れた | 種別変更    | 市民課・出張所・連絡所                            | 年金手帳・扶養喪失証明書・印鑑               |
| 口座振替にしたい    | 納付方法の変更 | 銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所                  | 口座振替納付申出書、預(貯)金通帳・届け出印・年金手帳など |
| 納付書を紛失した    | 再発行     | 年金事務所                                  | 印鑑・年金手帳など                     |
| 追納したい       | 追納      | 年金事務所                                  | 年金手帳など                        |

\* 会社に就職したり、配偶者の扶養になった場合は、勤務先での手続きとなります。

## 平成26年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額15,250円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター☎248-1165にお尋ねください。

\* 国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割り引きされる制度があります。

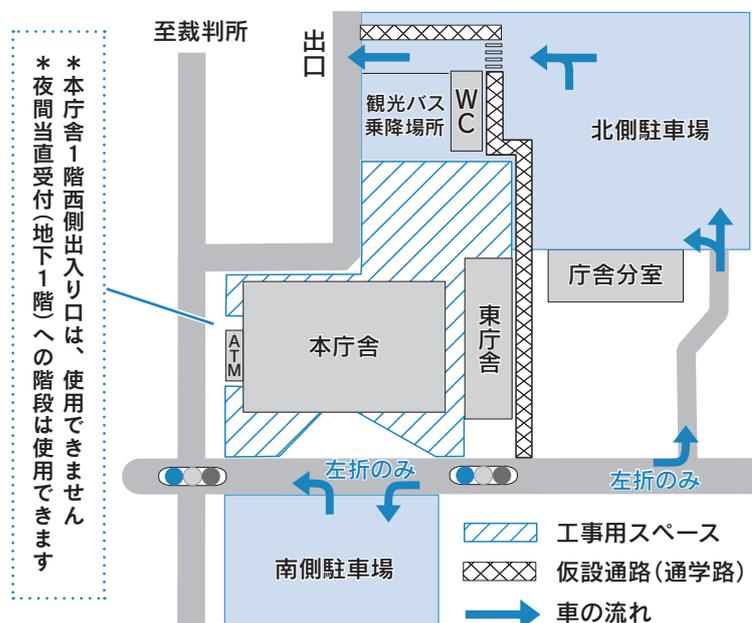
# 市役所本庁舎の耐震工事を実施しています

管財課 ☎224-5633

工事期間中は庁舎北側駐車場の一部を工事の資材置き場として使用するため駐車可能台数が減少し、出口の位置を変更しています。また玄関、通路等の使用が一部制限されています。北側駐車場から各庁舎へは仮設通路(通学路)を通行してください。ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。なお、来庁の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。

## 今後の工事予定

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 3月中 | 工事用スペース整備のための仮設工事     |
| 4月～ | 外部足場設置、外壁地下1階等の耐震補強工事 |



# 組織改正のお知らせ

行政改革推進課 ☎224-5505

市は、社会環境の変化や高度化、多様化する行政需要に的確に対応するため組織の点検、見直しを図っています。平成26年度の組織改正の概要をお知らせします。

## 課などの見直し

### ●オリンピック大会準備室を新設(政策財政部)

第32回オリンピック競技大会ゴルフ競技開催予定地である本市において、大会に係る準備および大会を契機とした市の活性化等を効果的に推進するため新設します。執務場所は、本庁舎4階です。



### ●用地課用地第三担当を新設(建設部)

オリンピック競技大会ゴルフ競技開催予定地へのアクセス道路等整備推進などのため新設します。

### ●交通政策課交通政策担当の再編(都市計画部)

中心市街地交通課題への取り組みおよびオリンピック競技大会開催に伴う輸送手段の検討を行うため、交通政策担当、公共交通担当に再編します。

### ●各出張所・川鶴連絡所が市民センターになります

自治会などの地域コミュニティ活動への支援を強化し、公民館と連携して一体的に地域づくりを推進します。

## 名称の変更(4月1日から)

| 今までの名称             | 新しい名称           |
|--------------------|-----------------|
| 新斎場建設準備室           | 新斎場建設推進室        |
| 高階土地区画整理事務所        | 新河岸駅周辺地区整備事務所   |
| 都市整備課(事業推進担当)      | 都市整備課(市街地整備担当)  |
| 都市整備課(区画整理・町名地番担当) | 都市整備課(町名地番整理担当) |

## 窓口の変更(4月1日から)

| 窓口が変更になる事務                             | 新しい担当課           | 執務場所  |
|--|------------------|-------|
| 認定こども園に関する事務                           | 保育課 ☎224-5827    | 本庁舎3階 |
| 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業、ショートステイ事業)に関する事務 | こども安全課 ☎224-5821 | 本庁舎3階 |

## 食品安全モニター受入協力店を募集

食品・環境衛生課

Tel 227-5103

Fax 224-2261

申込用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

委嘱期間：8月1日(金)～11月30日(日)

応募条件：市内に食品販売施設を有する業者で、モニターからの指摘や要望などに対する対応結果を3週間以内に保健所に報告でき、来年1月に開催の意見交換会に参加できる方

申し込み：申込用紙に必要事項を記入し、4月11日(金)(必着までに)〒350-1104小ヶ谷817-1・川越市保健所・食品・環境衛生課に郵送(ファクス可)

## 平成26年度スポーツ安全保険加入受け付け

スポーツ振興課 ☎224-6094

公益財団法人スポーツ安全協会では、スポーツ、文化、ボランティア活動等が対象となるスポーツ安全保険の加入を受け付けています。加入依頼書および、しおりは各公民館・総合運動公園で配布しています。詳しくは同課までお尋ねください。

## 川越シャトルの料金を改定

交通政策課 224-5519

消費税率の変更に伴い4月1日から市内循環バス川越シャトルの利用料金を次の通り改定します。  
\*1日券および特別乗車証をお持ちの方の利用料金は変更ありません。

川越シャトル新旧料金表 (円)

| 現行料金 | 新料金 |              |
|------|-----|--------------|
|      | 現金  | PASMO Suica等 |
| 170  | 180 | 175          |
| 180  | 190 | 186          |
| 190  | 200 | 195          |
| 200  | 210 | 206          |
| 210  | 220 | 216          |
| 220  | 230 | 227          |
| 230  | 240 | 238          |
| 240  | 250 | 247          |
| 250  | 260 | 258          |
| 260  | 270 | 268          |
| 270  | 280 | 279          |
| 280  | 290 | 288          |
| 290  | 300 | 299          |
| 300  | 310 | 309          |
| 340  | 350 | 350          |
| 350  | 360 | 360          |

### 定期券・回数券(12系統のみ)

PASMO・Suica等が利用できない12系統では、割引料金が適用される通勤・通学用の定期券を発行します(4月1日から利用可)。また、回数券は従来通り発行します。料金等詳しくは、イーグルバス・川越営業所 233-3711にお尋ねください。

## 小江戸巡回バスが あぐれっしゅ川越に乗り入れ開始

交通政策課 224-5519

4月1日から、イーグルバスが運行している小江戸巡回バスの路線を延長し、「あぐれっしゅ川越」停留所が新設されます。隣接する観光用共同駐車場から観光スポットである一番街周辺等への移動の際にご利用ください。

PASMO・Suica等は利用できません。一日フリー乗車券(500円)は車内で販売しています。

同停留所から主な停留所への料金・所要時間

●氷川神社前：180円・約3分

●蔵の街：180円・約8分

●菓子屋横丁：180円・約9分

\*小江戸巡回バスについて詳しくはイーグルバス・川越営業所 233-3711にお尋ねください。



## 4月6日(日)~15日(火) 春の全国交通安全運動を実施します

防犯・交通安全課 224-5721

市では、川越警察署、関係機関、団体と協力し、交通安全に向けてキャンペーンを行います。



### 出発式

日時…4月4日(金)、午前10時～ 会場…川越西高校グラウンド(雨天時は体育館)

### 「街頭広報の日」キャンペーン

日時…4月6日(日)、午前10時～(雨天中止) 会場…本川越ペペ前広場

### 「交通事故死ゼロを目指す日・自転車安全利用の日」キャンペーン

日時…4月10日(木)、午前10時～(雨天中止) 会場…クリアパーク周辺

### 「飲酒運転根絶の日」キャンペーン

日時…4月12日(土)、午前10時～(雨天中止) 会場…ベルクの場店前県道川越日高線

～ひとくち情報～

### ミニ・インフォメーション

～ひとくち情報～

●平成25年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 224-6132

テーマは「財政援助団体等に関する事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。